

## 第7次大口町総合計画修正案

## P. 8 住民意識調査からみた まちづくりの課題と方向性

アンケート調査の結果（有効回収数：1,110名、有効回収率44.4%）をもとに、

## P. 17 まちづくりの尺度① 『安全』

信頼が揺らぎつつある食や水の安全性⇒信頼が揺らぎつつある食の安全性

## P. 36 9道路交通ネットワーク軸

都市計画道路愛岐南北線や小口線、役場前線、江南大口線等の整備⇒  
都市計画道路愛岐南北線や江南大口線、小口線、役場前線等の整備

## P. 39 実施方針2 子どもを産み育てるサポート体制の充実

関連する施策 ⇒追加

個別施策名	施策コード	基本施策名	単位施策名
妊娠を望む夫婦に対する支援	21112	母子の健康づくり	妊娠・出産・産後等までの切れ目ない支援
妊娠・出産後初期からの健康管理の支援	21113	母子の健康づくり	妊娠・出産・産後等までの切れ目ない支援

## P. 42 実施方針2 住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域福祉活動の推進

関連する施策 ⇒追加

個別施策名	施策コード	基本施策名	単位施策名
認知症高齢者に対する理解促進	22122	高齢者福祉・介護保険	高齢者が安心して生活できる環境づくり

## P. 55 ①開かれた学校運営の促進

保護者の意志疎通⇒保護者の意思疎通

## P. 66 現状と課題

生活習慣改善行動に生かすための⇒生活習慣改善行動に活かすための

P. 69

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015（平成 27 年度）	2020（平成 32 年度）	2025（平成 37 年度）
住民主体の通いの場への参加	50人	550人	700人

P. 76 ④高齢者の就労機会の充実

コミュニティ・ワークセンター⇒コミュニティー・ワークセンター

【主要事業】

◆大口町コミュニティ・ワークセンター補助⇒  
大口町コミュニティー・ワークセンター補助

◆いきいき 100 歳体操の普及（追加）

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015（平成 27 年度）	2020（平成 32 年度）	2025（平成 37 年度）
いきいき 100 歳 体操参加者数	40人	60人	100人

②認知症高齢者に対する理解促進

認知症徘徊高齢者搜索模擬訓練⇒認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練

P. 77 【主要事業】

◆認知症徘徊高齢者搜索模擬訓練の実施⇒  
認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練の実施

②地域における見守り・支援体制づくり

認知症徘徊高齢者の行方不明時の⇒認知症高齢者の徘徊行方不明時の

P. 78 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015（平成 27 年度）	2020（平成 32 年度）	2025（平成 37 年度）
高齢者の見守りに 関する協定書の 事業所数	12事業所	35事業所	40事業所

P. 120 ④民間住宅の空き家対策の整備

空き家増加が、防災、衛生、景観など⇒空き家増加が、防災、防犯、衛生、景観など

P. 126 【目標指標】

農業集落家庭排水右岸接続⇒農業集落家庭排水五条川右岸流域下水道接続

### 現状と課題

- 近年、地域住民による地域課題の発見と解決のための組織の設立が全国的に推進されるようになってきています。特に、平成の大合併以後は、旧市町村単位で設置される事例も多く見受けられ、その名称も、都市内分権、地域自治組織、地域コミュニティ、地域協議会など様々です。
- 本町では、平成の合併協議の時に、「少子高齢化・分権時代には、これまでの公共の概念を抜本的に見直し新たな推進体制が不可欠である」という趣旨の下、都市内分権を提唱しました。
- 結果的に合併には至らなかったものの、「地域のあり方は地域住民の責任で考え、決め、つくる」という住民自治の確立を目指し、平成18年度からの第6次大口町総合計画では、まちづくりの基本理念を「みんなで進める自立と共助のまちづくり」と定め、議論を深め様々な施策に取り組んできました。
- 一方で、住民ニーズの多様化等に伴い、行政から区長への依頼事項が多くなり、区長業務が増えてきたことなどから、区長制度のあり方についても一定の議論と改善がなされてきました。
- 行政区の役割を活性化するためには、区長制度を継続させつつ、次の時代に向け地域自治の確立を目指した検討や取り組みが不可欠でした。
- そこで、2009（平成21）年に「大口町まちづくり基本条例」制定し、以後、地域住民が主体性を持って「新たな地域自治組織」について検討を重ねてきました。そして、2013（平成25）年度には、本町が住民と協働で進めてきた「自立と共助のまちづくり」が新たな段階を迎えることとなる町内全域を網羅した地域自治組織が設立されました。
- しかしながら、第7次大口町総合計画策定のためのアンケート調査では、地域自治組織の認知度は約45%、既に参加している住民を含めた参加意向は約3割にとどまっています。
- 地域自治組織の取り組みは始まったばかりで模索を続けている状況であり、行政区や区長制度との役割分担を明確に示すことができていません。取り組みの理解を得るには時間の経過も要することから、結果として2つの動きによって混乱を来している状況も見受けられます。
- 今後は、住民が地域に愛着を持ち、積極的にまちづくりに参画・参加できるよう一層の意識啓発と推進体制の強化が課題となっています。

## 施策の内容

### (1) 地域活動の支援

#### ①住民の自治意識向上

住民が、地域の特性に応じた課題を認識し、その解決に主体的に取り組む機会を通して、地域自治の担い手としての自覚と責任を持ち、「地域のあり方は地域住民の責任で考え、決め、つくる」という住民の自治意識の向上を図るよう支援します。

#### ②地域づくりの担い手の発掘

地域活動の情報交換会や交流会などを実施し、地域の人たちが参加しやすくするためのきっかけや体制づくりを進めるとともに、活動の担い手となる人材を発掘・育成するための講座や研修会を開催します。

### (2) コミュニティの育成

#### ①協働による地域づくりの促進

10年後も「誰もが安心して住み続けることのできるまち」であるため、行政区と地域自治組織の役割分担を整理し、各地域団体の再編も視野に入れた地域の連携体制の見直しを図ります。

地域自治組織を中心に行政区や各地域団体が連携を深め、住民がより主体的に地域づくりに取り組むことのできる体制を整えることで、住民と行政との協働による「自立と共助のまちづくり」を進めます。

#### ②行政区の活動支援

行政区は、住民の一番身近な地縁組織であり、地域住民の暮らしやすい生活環境を維持・発展させるため住民の意見集約を行い、その実現のため自主的に取り組みます。

行政は、その取り組みとの連携し、行政区交付金等により支援します。

#### ③地域自治組織への支援

地域自治組織が、地域の課題解決を積極的に担うことができるように、継続的にプロジェクト職員を配置して活動の調整や支援を行うとともに、打ち合わせや事務作業など日常的な活動拠点を地域の身近な場所に確保できるよう検討を進めます。

また、地域自治組織の活動へ理解を深め協力者を増やしていくため、活動の情報発信の積極的な支援や、地域自治への理解を促す講座・研修の開催など、意識啓発に努めます。

第7次総合計画では「人材」をすべて「人財」と表現して、今後、一貫して「人財」という表現で統一してみませんか？